

■□タイの新投資奨励政策(BOI改正)■□

こんにちは。

島根・ビジネスサポート・オフィス担当の藤井邦夫です。

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。1月はしまね産業振興財団主催により、県内の今後自社での海外展開を目指される企業様を対象に「海外展開勉強会」というシリーズ物の講座を開催いたしました。私は本講座のコーディネーター及び講師を努めさせていただきました。また、県内を東から西に移動させていただき、多くの県内企業様を訪問させていただきました。とても有意義な出張と感じましたので、今後もこのような機会を作れたらと思っています。

前回のオフィス便りで簡単に紹介したとおり、今回はタイの投資奨励策であるBOIの改正について紹介させていただきます。

<立地場所に関係なく事業ごとの恩典に>

旧投資奨励政策では、バンコクを中心に3つのゾーンに分け、工場の立地が都市のバンコクから離れるほど税制優遇などの恩典が厚くなる「ゾーン制」もしくは、タイにとって重要な産業「特別重要業種」あるいは、「特別重要かつ国益をもたらす業種」には、投資地域に関わらず最大限またはそれに準ずる恩典を付与するという2種類の基準により投資奨励が行われていました。

新戦略の恩典制度では、従来のゾーン制が廃止され、立地場所に関係なく事業ごとに付与される恩典が定められました。各事業は法人税の免除を受けられることができるグループA（A1～A4）と、法人税の免税恩典がないグループB（B1、B2）に分けられました〔表1参照、詳細はBOIのウェブサイト（タイ語）を参照〕。さらに、法人税免税についてはメリットベースの恩典で最大3年間の法人税免税期間を追加（ただし、A1とA2は免税期間である8年間終了後、さらに5年間の法人税半減）することができます。

表 表1 グループごとの恩典内容

	法人税免税期間	その他の恩典	メリットベース恩典
A1	8年(上限なし、注)	・機械の輸入税の免税 ・輸出用製品に使用される輸入原材料の輸入税の免除 ・土地所有可 ・ビザやワーク・パミットについての優遇	・さらに最長5年間の法人税半減
A2	8年(上限あり)		
A3	5年(上限あり)		・さらに最長3年間の法人税免税
A4	3年(上限あり)		
B1	なし	・輸出用製品に使用される輸入原材料の輸入税の免除 ・土地所有可 ・ビザやワーク・パミットについての優遇	・一部が恩典を申請することが可能
B2			

(注) 通常、法人税減免期間中であっても、免税累積額が当初の投資額(土地代、運転資金を除く)に達したときに打ち切られる。「上限なし」の場合、この投資額に達して以降も期間内であれば法人税が免除される。今回発表されたリストでは15業種が該当。

(出所) BOIウェブサイト

メリットベース恩典とは、以下の(1)から(6)の活動のために要した費用または投資額の最初の3年間の収入(売上高)に対する比率または金額により、追加で法人税免除期間を付与するというもの(表2参照)。

- (1) 社内研究開発、タイ国内外の研究アウトソース
- (2) 技術・人材開発基金や教育・研究機関、政府機関への寄付
- (3) タイで開発された技術を商品化するためのライセンス料
- (4) 社内での高度技術トレーニング
- (5) タイ国内のローカルサプライヤー(タイ資本51%以上)のトレーニングおよび技術援助による開発
- (6) 製品およびパッケージデザイン(アウトソースも可)

表2 メリットベース恩典の付与基準

最初の3年間の収入に対する上記(1)～(6)への投資額・費用の比率または金額(注)	法人税免税追加年数
1%または2億パーツの小さい方	1年
2%または4億パーツの小さい方	2年
3%または6億パーツの小さい方	3年

(注) (1)は投資額・費用の2倍、(2)～(6)は1倍を免税額の上限とする。

(出所)表1に同じ

なお、新投資奨励政策でも、一部1人当たり所得が低い地域や国境地帯の特別経済開発区での投資については恩典が与えられます。

プロジェクトの認可基準については、概ね従前の奨励策と同様となっております。

- ・当初の投資額は、土地代と運転資金を除き、100万パーツ以上(※)
 - ※電子設計・ソフトウェア、研究開発等ナレッジベースのサービス業は、委員会が指定する分野に働く人材の年間人件の150万パーツを最低投資金額とする。
- ・操業当初(3年後)の負債の額は、登録資本金の3倍以内
- ・20%以上の付加価値を付ける事
- ・1,000万パーツ以上の投資(土地代と運転資金を除く)規模の場合、操業開始後2年以内にISO9000またはそれに相当する国際基準の認定を受ける事。(受けれない場合は、法人所得税の免税期間が1年間短縮)
- ・登録資本金は操業開始までに100%払い込むこと。

その他 : 投資金額が7億5,000万バーツ(土地代と運転資金を除く)以上の場合は、BOI申請にあたり、可能性調査の報告書を添付しなければいけません。

紙面の関係上、本稿が制度や改正内容の全ての紹介ではない事についてご留意ください。BOIの投資奨励を利用した進出について、具体的に検討されている方は是非お気軽にご連絡下さい。

☆☆タイから便り☆☆

～年賀状～

新年ですので、時事の素朴な疑問にお答えいたします。

『タイでは年賀状を送る習慣があるのか?』

早速答えですが、タイにも年賀状はあります。タイ語で「ソー・コー・ソー」というそうです。

タイの年賀状は、はがきではなく、2つ折のカードでデザインも様々です。

やはりお国柄人気はプミポン国王の写真や肖像画が使われたカードです。

なお、会社では届いた年賀状を貼って飾る習慣があるようです。

また、タイの年賀状は日本のように期日までに送れば元日に合わせて配達するという

システムはありません、早めに出しすぎて年内に届いてしまわぬようにする必要があります。

島根・ビジネスサポート・オフィス Shimane Busuiness Support Office(Bangkok)

担当 ; 藤井 邦夫 Kunio Fujii

Address : 1 Glas Haus Building, 12 FL., Room 1202/D, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

Tel : +66-(0)-2-261-10588

Mobile : +66-(0)-89-200-7763

Mail : shimane-bizsup@aapth.com



お気軽にご連絡ください。

当拠点の運営法人(島根県より業務委託)

■アジア・アライアンス・パートナー・ジャパン株式会社 <http://www.aapjp.com/index.html>

タイを中心に、ベトナム・インドネシア・インドにて主に日系中堅・中小企業様のアセアン進出や進出後の会計税務法務を中心とした運営支援業務を行っております。

ワンページタイ経済

項目	単位	2011	2012	2013	2014
GDP 成長率	前年比ベ(%)	0.1	6.7	2.90	0.2(1-9月)
人口*	千人	67,720	68,035	68,382	67,029(10月)
労働者の数*	千人	39,785	39,821	39,808	38,472(11月)
失業率**	%	0.66	0.66	0.72	0.86(11月)
最低賃金* バンコク	パーツ/日	215	300	300	300
チョンブリー		196	273	300	300
アユタヤー		190	265	300	300
ラヨーン		189	264	300	300
賃金:全国製造業の平均	パーツ	8,398	10,159	11,066	12,089(11月)
インフレ率**	前年比ベ(%)	3.80	3.00	2.19	2.01(11月)
中央銀行政策金利*	%	3.25	2.75	2.25	2.00(12月)
普通貯金率**	%	0.79	0.75	0.68	0.59(12月)
ローン金利(MLR) **	%	7.10	7.29	7.16	6.96(12月)
SET 指数*	1975年:100	1,025.32	1,391.93	1,298.7	1,497.67(12月)
パーツ/100円**	パーツ	38.27	38.98	31.53	30.77(12月)
パーツ/米ドル**	パーツ	30.49	31.08	30.73	32.48(12月)
円/米ドル**	円	79.62	79.79	97.6	105.84(12月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	812,655	1,428,628	1,337,631	814,986(11月)
BOI 認可プロジェクト	件数	1,652	2,262	2,016	1,486(1-12月)
BOI 認可プロジェクト金額	10億パーツ	447.3	983.9	1,027.3	656.5(1-12月)

*期末、**平均